

# 児童生徒1人1台端末の整備事業（高等学校段階）における整備台数の把握について（案）

## 整備台数の算定方法

- ◆ 高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援（補助率：原則1/2（上限4.5万円））  
⇒対象となる生徒は、「高校生等奨学給付金の受給人数」とする。
- ◆ 「越境通学者数分の補助」については、文部科学省が都道府県を通じて把握したデータを活用する。

## 「越境通学者」の把握方法

- ① 本事業の申請に当たっては、補助を希望する私立学校は、都道府県を通じて、  
ア. 自校における自県内の「高校生等奨学給付金」（以下「給付金」という。）の受給者数を把握した上で、  
必要人数を文部科学省に申請 ……（A）  
イ. 給付金の受給者として把握できない、自都道府県外の給付金受給者（以下「越境通学者」という。）の有無を文部科学省に報告  
※越境通学者について、自校で把握できる場合は（A）とあわせて報告できることとする。
- ② 文部科学省は、上記①イをもとに、越境通学者のいる学校を整理し、各都道府県に当該申請校における「越境通学者」数を照会。
- ③ 各都道府県は、文部科学省の照会に基づき、当該申請校の越境通学者数を確認、回答。
- ④ 文部科学省は、都道府県を通じて、当該申請校に越境通学者数を伝達。 ……（B）
- ⑤ 申請校は、伝達を受けた（B）について、（追加）申請を行う。
- ⑥ 文部科学省は、申請校に対して（A）+（B）の合計人数分を補助。

